

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例案について

1 概要

・滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例は国民健康保険法等に基づき、
(1)市町への交付金の交付(普通交付金および特別交付金)、
(2)市町からの納付金の徴収(所得係数の基準等)
に関し必要な事項を定めるものである。
・令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まり、全ての健康保険制度で子ども・子育て支援納付金が賦課されることから、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

・納付金の額の算定基礎として追加された子ども・子育て支援納付金納付金基礎額について必要な事項を追加するもの。

○ 市町から県国民健康保険特別会計へ納められる納付金の計算等について定めている「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」は、計算方法の一部を条例に委ねている。

・子ども・子育て支援納付金納付金基礎額の新設に伴い、計算に必要な事項を条例に新たに定めるもの(4条新設)。

第18条 保険料の所得割の額(応能割の額)と被保険者数割・世帯割の額(応益割の額)との配分を決めるための係数を定める

第19条 各市町の応能割の額を算出する計算式を定める

第20条 各市町の応益割の額を算出する計算式を定める

第21条 各市町の被保険者数割の額と世帯割の額との配分を決めるための係数を定める

第22条 (第18条より条ずれ)

<内容詳細>

政令：国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令

第1条～第17条 省略

(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準)

第18条 政令第11条の2第3項の条例で定める基準は、子ども・子育て支援納付金納付金所得係数が同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。

$$\text{「政令第11条の2第3項の条例で定める基準」}$$

$$\text{「子ども・子育て支援納付金納付金所得係数」} = \frac{\text{滋賀県の被保険者一人当たりの所得額の見込額}}{\text{全国の被保険者一人当たりの所得額の見込額}}$$

(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)

第19条 政令第11条の2第4項の条例で定める数は、同項第1号に掲げる数とする。

$$\text{「政令第11条の2第4項の条例で定める数」}$$

$$\text{「子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合」} = \frac{\text{当該市町の被保険者一人当たりの所得額の見込額} \times \text{当該市町の被保険者の見込数}}{\text{滋賀県の被保険者一人当たりの所得額の見込額} \times \text{滋賀県の被保険者の見込数}}$$

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)

第20条 政令第11条の2第5項の条例で定める数は、同項第2号に掲げる数とする。

$$\text{「政令第11条の2第5項の条例で定める数」}$$

$$\text{「子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合」} = \frac{\text{当該市町の18歳以上被保険者の見込数}}{\text{滋賀県の18歳以上被保険者の見込数}} \times (\text{子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数}) + \frac{\text{当該市町の被保険者の属する世帯数の見込数}}{\text{滋賀県の被保険者の属する世帯数の見込数}} \times (1 - \text{子ども・子育て支援納付金納付金均等割指数})$$

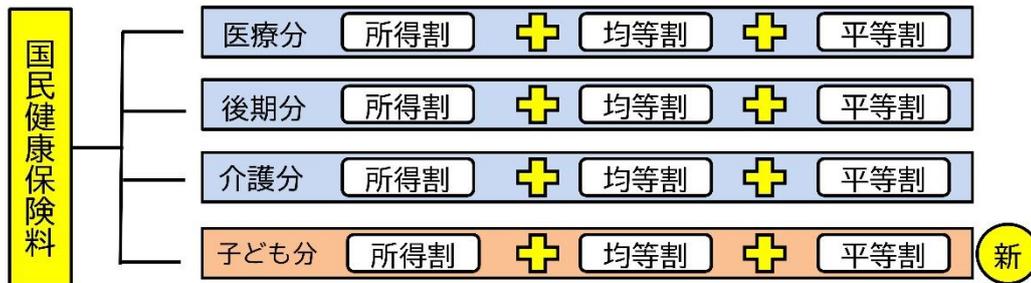
(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲)

第21条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数に係る政令第11条の2第7項の条例で定める範囲は、零を超え1未満とする。

第22条 以下省略

「政令第11条の2第7項の条例で定める範囲」
「子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲」 = 零を超え1未満

国民健康保険料（税）の仕組み（保険料の区分）



医療給付費分	保険給付費を支払う財源のために徴収する保険料
後期高齢者支援金分	後期高齢者支援金を支払う財源のために徴収する保険料
介護納付金分	介護納付金を支払う財源のために徴収する保険料
子ども・子育て支援納付金分	子ども・子育て支援納付金を支払う財源のために徴収する保険料

所得割保険料	世帯の所得額に率を乗じて算定する保険料
資産割	世帯の資産額に率を乗じて算定する保険料（本県では採用せず）
均等割	被保険者1人ごとに〇〇円と算定する保険料
平等割	1世帯ごとに〇〇円と算定する保険料

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 2 号）による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号）の一部改正に伴い、毎年度県が県内の各市町から徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定基礎として追加された子ども・子育て支援納付金納付金基礎額について必要な事項を定めるため、滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成 29 年滋賀県条例第 35 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準、子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合、子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合および子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲について必要な事項を定めるものとします。（第 18 条～第 21 条関係）
- (2) その他
 - ア この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、イは、公布の日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとします。
 - ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 35 号

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成 29 年滋賀県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条を第 22 条とし、第 17 条の次に次の 4 条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準）

第 18 条 政令第 11 条の 2 第 3 項の条例で定める基準は、子ども・子育て支援納付金納付金所得係数が同項第 1 号に掲げる額を同項第 2 号に掲げる額で除して得た数であることとする。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第 19 条 政令第 11 条の 2 第 4 項の条例で定める数は、同項第 1 号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第 20 条 政令第 11 条の 2 第 5 項の条例で定める数は、同項第 2 号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲）

第 21 条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数に係る政令第 11 条の 2 第 7 項の条例で定める範囲は、零を超え 1 未満とする。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例第 4 条の規定による国民健康保険事業費納付金の額の算定および市町への通知は、この条例の施行前においても、改正後の滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の規定の例により行うことができる。

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第17条 省略 (新設)</p> <p>第18条 省略 付則 省略</p>	<p>第1条～第17条 省略 <u>(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準)</u></p> <p>第18条 <u>政令第11条の2第3項の条例で定める基準は、子ども・子育て支援納付金納付金所得係数が同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)</u></p> <p>第19条 <u>政令第11条の2第4項の条例で定める数は、同項第1号に掲げる数とする。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)</u></p> <p>第20条 <u>政令第11条の2第5項の条例で定める数は、同項第2号に掲げる数とする。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲)</u></p> <p>第21条 <u>子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数に係る政令第11条の2第7項の条例で定める範囲は、零を超え1未満とする。</u></p> <p>第22条 省略 付則 省略</p>